

高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する手話奉仕員派遣事業および要約筆記奉仕員派遣事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有し、聴覚、言語機能等の障害により意思疎通を図ることに障害がある障害者であって、外出し次に掲げる行為をする場合に適当な意思伝達の仲介者が得られないもの（以下「聴覚障害者等」という。）とする。

(1) 官公署、医療機関等における手続その他の行為

(2) 市または聴覚障害者等の福祉を目的とする団体が主催する行事で、市長が適当と認めるものへの参加

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が聴覚障害者等の社会参加の促進に寄与すると認める行為

2 前項の規定にかかわらず、聴覚障害者等の外出の目的が、次に掲げる場合に該当するときは、派遣の対象者とししない。

(1) 政治的または宗教的な目的を有する場合

(2) 営利を目的とする場合

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める場合

（事業の内容）

第3条 事業は、聴覚障害者等が外出するときに手話奉仕員または要約筆記奉仕員（以下「奉仕員」という。）を派遣し、手話通訳、要約筆記その他意思疎通に必要な支援を行うこととする。

（事業の委託）

第4条 市長は、事業を効果的に実施するため、奉仕員を有する団体で市長が認めるもの（以下「実施機関」という。）に委託して行うものとする。

2 次に掲げる要綱は廃止する。

- (1) 高松市手話奉仕員派遣事業実施要綱（昭和53年4月1日施行）
- (2) 高松市要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱（平成12年10月1日施行）

高松市手話奉仕員派遣事業の取扱い等について

高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）
実施要綱第2条に規定する奉仕員の派遣対象の取扱いを次のとおり定める。

1 個人に対する派遣について

個人に対する奉仕員の派遣対象は、社会生活上必要不可欠な用務であり、
高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）
実施要綱第2条第2項各号に該当する場合を除き、次の表の区分に応じて、
それぞれの派遣対象事項に定めるとおりとする。

| 区 分 | 派遣対象事項 |
|---------------------------|--|
| (1)生命および健康の維持増進に関すること。 | 医療機関での診察、検査、投薬、手術等 |
| (2)身体および財産に関する権利の保持に関すること | 官公署、裁判所、警察署等での手続、取調べ、裁判等 |
| (3)労働および雇用に関すること。 | 就職、転職、勤務条件の確認、公共職業安定所等での相談・届出等 |
| (4)住宅に関すること。 | 住宅申込手続、住宅の維持管理手続等 |
| (5)教育に関すること。 | 入学・卒業式、PTA総会、教育相談、進路相談等 |
| (6)地域生活に関すること。 | 地域の総会・説明会等 |
| (7)冠婚葬祭に関すること。 | 結婚式（対象者が主催等であるものに限る）、葬式等 |
| (8)社会活動への参加の促進に関すること。 | 市が主催する社会活動への参加を促進する講座、研修会等（市が通訳者を設置する場合を除く。） |

2 夜間・休日の取扱いについて

手話奉仕員の派遣手続は、要綱第6条第1項の規定により、あらかじめ派遣を希望する日時、場所、外出の目的等を直接実施機関に申し出るようになっているが、夜間・休日における緊急の派遣申請については、平日の昼間と異なる番号へFAXを送信することにより派遣申請を受け付ける。